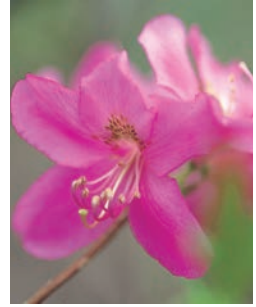




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



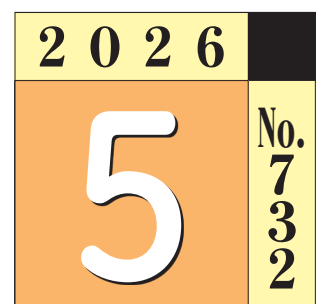
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川小学校入学式／2026年4月7日

- 02 議会だより
- 08 トピックス 悠楽学園大学修業式 ほか
- 10 健康支援センターだより 健診結果説明会 ほか
- 11 スポーツニュース 各種大会の結果
- 12 むらの事件簿 住宅用火災警報器設置 ほか
- 14 お知らせ伝言板 犬の登録・狂犬病予防注射の日程 ほか
- 18 赤井川村写真館・編集後記



議会

だより

定例会 報告

令和8年第1回定例会

3月10日～12日

本会議では、主に赤井川村議会会議規則の改正ほか10件の条例・規則案、またそれらに係る歳出増額の補正予算の計上、赤井川村第5期総合計画等について審議のうえ可決され、馬場村長より令和8年度村執行方針及び根井教育長より令和8年度教育行政執行方針が示されました。

【村長行政報告】

・令和7年12月1日以降工事等発注状況について

【条例・規則案】

・赤井川村議会会議規則の一部を改正する規則案について
・赤井川村手話言語条例案について (他11件)

【条例・規則の主な内容】

・議会会議規則：議会のデジタル化、オンライン化に伴い手続きや取り扱いを規定するもの
・手話言語条例：北後志5町村において手話を必要とする住民と

の共生社会の実現に資することの条例制定に関し合意形成されたもの

【補正予算案】

・令和7年度一般会計補正予算(第14号)(他4件)

全員賛成で原案可決

【補正予算の主な内容】

〔歳入〕
・ふるさと寄付金(企業版含む)(減額) △6,750万円

〔歳出〕

・畑地かんがい用水路機能保全計画策定業務(新規) 3,100万円
・ふるさと納税事業費(減額) △2,000万円

【当初予算案】

5件の当初予算が予算特別委員会に付託され、全て可決されました。
・令和8年度一般会計予算(他4件)

全員賛成で原案可決

【当初予算の主な内容】

〔歳出〕
・議会対応デジタル化事業委託料 129万5千円
・ゼロカーボンビレッジ推進調査業務委託料 5,000万円
・地域安全克雪方針策定事業費 470万円

・物価高騰支援地域商品券事業費 1,300万円

【その他】

・第五期赤井川村総合計画基本構想の策定について
・赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
・村営中央団地外部個別改善改修建設工事請負契約の締結の議決事項の変更について

全員賛成で原案可決

令和7年第4回定例会で付託された「道の駅あかがわ指定管理者の指定について」は「否決」されました。概要については別欄のとおりです。

賛成 山口、連 2人

反対 川人、藤門、能登、曾根 4人

【反対討論】



議員 能登 ゆう

違法性の有無と、政治判断の是非は別の問題です。DMOとして求められる地域との信頼関係及び地域内の合意形成が十分であるか判断できず、現時点での指定には慎重であるべきと考えます。

【賛成討論】



議員 連 茂

百条委員会で事務的の不備は確認されましたが、専門家3名が応募資格に法的瑕疵はなしと一致しており、問題は制度否定ではなく改善可能な運用上の課題であり、候補者団体の専門性は村の将来に不可欠と判断し本議案に賛成しました。

【賛成討論】



議員 山口 芳之

村民の大切な税金を使い弁護士に依頼した結果、問題ないと回答を得たわけですが、村民の未来も考えず自分の考えだけで反対をしていると思えません。

選定委員会の内容が今後の赤井川村を変えていけるのではないかと希望と期待が感じられました。

過去に多少の手違いがあったのかもしれないと思いますが、私的には問題がないと思いますし、何かしらの

改善をしながら運営出来ればとの考えです。赤井川村の未来を考えて私は賛成討論させていただきました。

道の駅あかがわ指定管理者調査特別委員会の経過と結果について

【経過】

令和7年第4回定例会において、次期指定管理者候補団体が議会に提案されました。会期中の総務開発常任委員会において、候補者団体公募に係る採点評価基準について不透明な部分があり選定委員会のメンバーについて恣意的な選定が疑われ、また公募申請書類のうち、法人定款の登記遅れと空白期間があることにより、総会時に理事を実際に任命された人物が不明な状態となっていることについて法令違反した団体を、村が把握し道の駅あかがわ指定管理者の公募申請を受け付けたことについて村の手続きが適当であったか道の駅あかがわ指定管理者調査特別委員会を設置し調査することとしました。

【結果】

特別委員会では、まず赤井川村、指定管理者候補団体に調査資料を請求し、その資料について村へ説明を求めました。また、第三者の意見として、弁護士の見解を求めた結果、登記の遅れ等不備があったことで応募資格について欠格することとはならないが、選定の

評価項目において、評価すべきという見解でした。

提出を求めた資料の一部について非開示となったこともあり、特別委員会としては十分な調査が出来ませんでした。

今回露呈した「理事が不在の期間に事業を決定していた可能性」や「不自然な税務処理」を「実態」として活動しているから問題ない」などと容認し、指定管理者を決定しようとする姿勢は、行政運営に対する信頼を失墜させる懸念を感じるとともに、法律や条令に準じる姿勢とともに結論に至るまでの過程で総合的な検討が必要との結論になり、次の3点について村へ留意を求めた委員会調査報告書をまとめ、議会へ報告しました。

- ① 指定管理者選定委員会の抜本的見直し
- ② 行政文書の開示基準の再考
- ③ 候補者団体に対する運営業務の把握かつ継続的な連携体制の構築

※特別委員会調査報告書、弁護士からの意見書など詳細については村のホームページに掲載しております。

臨時 会 報 告

□令和8年第1回臨時会

1月29日

本会議では、工事請負契約及び使用料徴収条例の改正について、

また主に物価高対応子育て応援手当事業に係る補正予算の計上について、審議のうえ可決されました。

【条例・規則案】

・赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

条例・規則の主な内容

保養センターの村民以外の入館料について値上げをするもの

【補正予算案】

・令和7年度一般会計補正予算（第12号）他2件

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（増額） 177万9千円

・物価高騰対応子育て応援手当事業（事務含む）補助金（新規） 303万3千円

【歳出】

・物価高騰対応子育て応援手当（新規） 282万円

【その他】

・防災行政無線卓更新工事請負契約の締結について

全員賛成で原案可決

◆本会議などの傍聴は、どなたでもできます。手続きは、当日受付

簿に氏名を記入するだけと簡単ですので、お気軽にお越し下さい。また、議会へのご意見・ご感想もお待ちしております。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせ下さい。

□議会のうごき（1月～3月）

（1月）

7日◇消防出初式／村内
11日◇成人式／村内
13日◇特別委員会／役場

15日◇北後志町村議会議長会臨時会／余市町（議長）

27日◇特別委員会／役場
29日◇第1回臨時会／役場

29日◇道路・河川等要望／札幌市他／30日

（2月）

6日◇ゼロカーボン委員会／役場（議長・委員長）
10日◇北しりべし廃棄物処理広域連合定例会／小樽市（副議長）

12日◇後志町村議会議長会定期総会／札幌市（議長）／13日

26日◇特別委員会／役場
27日◇後志広域連合定例会／倶知安町（議長）

（3月）

6日◇議会運営委員会他／役場
10日◇第1回定例会他／役場／12日

25日◇悠楽大学終業式／村内（議長）
25日◇総務開発常任委員会／役場

一般質問と答弁

赤く色付けられている部分は議員の質問、色なしは村長の答弁となります。



議員 茂 連

J Aの育苗事業
撤退について

近年、資材費の高騰や人材不足により農業経営は全国的に厳しさを増し、北海道でも経営体の減少が続いています。

こうした中、村【農家】の育苗事業を担ってきたJ Aが今後3年間で事業を縮小し、最終的には撤退する方針を示しました。

育苗は農業生産の基盤であり、高齢農家や小規模農家にとって自前での育苗は困難であるため、村の農業への影響が懸念されます。

また、農業振興センターの条例や規則には育苗業務の明確な位置づけがなく、制度と実態の乖離も見られます。これらの状況を踏まえ、行政の認識と今後の対応について伺います。

① J Aの育苗事業撤退理由の把握について

J Aが示す「人件費の高騰」や「人材不足」は、全国的な課題です。

村としては、これらの状況をどの程度まで把握していたのか。また撤退理由をどのように受け止めているのか伺います。

J Aの説明では、人件費・諸資材の高騰や発注数の減少も要因の一つではあるものの、最も大きな要因としては、育苗事業の担い手確保が単独事業者として困難であること、また従業者の高齢化による労働力確保の問題が挙げられているところであります。

村としては、まず農業者への説明を十分に行うよう要請したうえで、農業者の意向に対し、村としてどのような形で支援ができるのか説明会への参加やアンケートの実施などを行ってきました。

また、担い手の確保については、組織内の人事異動や職員の地域居住の問題など、やむを得ない事情があるものと受け止めております。

② 育苗事業撤退が農家へ与える影響について

苗の供給が不安定になることで、作付け面積や収量にどのような変化が生じると見込んでいるのか。

離農の加速など、どの程度まで分析を行っているのか伺います。

村が実施したアンケートにおいて、今後の苗の入手方法について「わからない」と回答された方は全

体の34%となっており、そのほかは、J A以外の事業者から購入・自ら育苗するという内容となっております。

J Aは、事業撤退後の苗の購入先についての提案や、育苗ハウス設置に対する独自の補助制度についても検討されていると説明をされており、このことから、購入先の変更や自家育苗へ移行する農業者が一定程度増えると考えております。

現時点では、事業撤退後の体制が具体的に決定している状況ではないことから、影響を詳細に分析する段階には至っておりません。

③ 農業振興センターの例規と実態の乖離について

センターの条例および規則には、育苗業務の明確な規定がない一方、実態としては、育苗が中心業務となっております。

この乖離を行政としてどのように認識しているのか、また、育苗事業をセンター業務とする内規等の有無を伺います。

新規就農者技術習得センターに関する条例・規則を言われていると思いますが、この条例の設置目的などは、木造の建物に関して定めているものであり、J Aが管理運営している育苗施設などについては、J Aに帰属しており、村の条例・規則で定める施設ではないことをご理解願います。

④ 今後の育苗について
代替案として、

① 農家による共同育苗
② 民間事業者への委託
③ 村直営による実施
といった選択肢が考えられます。村としてどこまで検討を進めているのか現時点での進捗と、実現可能性の判断基準について、明確な説明を求めます。

育苗事業は村事業ではないことから、販売単価の設定や今後の体制について代替案を示す責任が生じるとは考えておりません。現時点での具体的進捗状況や実施可能性の判断基準を求められても、お答えできるものではありません。

が生産者団体の代表者などへ実施したアンケート結果を報告した際、「農業活性化推進協議会での議論」を出席者に提案したところ、「農業者同士で話し合いを行い、その結果を踏まえ村やJ Aと協議したい」という意向が示され、その後は農業者が中心となって話し合いを進めていくとのことから、村としては、今後、育苗事業の実現の可能性や支援のあり方について関係機関と協議しながら検討していきたいと考えております。

⑤ 農家が安心して営農を続けられる環境づくりについて

育苗体制は村の集約的農業を支える基盤です。農家の不安が広がる中、村として育苗体制の再構築にどのような方針で取り組むのか、営農継続を支えるための考え方を伺います。

総合計画に基づき村の発展に

ながら施策を進めるとともに、農業者の意向を反映した農業振興計画に基づき、地域農業の維持発展のための各種事業を実施する一方で、農業は他産業と同じく個々の経営者が主体となつて行う経済活動のため農業者が安定して営農を継続できる環境づくりに努めるとともに、必要な支援策について関係機関と連携しながら取り組んでいくことが重要であると考えております。



議員 ゆう 登能

公正・透明な
行政運営に向けて

村の事業に外部法人・外部人材が関わるケースが増え、行政の意思決定や事業設計、権限に関わる部分に、深く参入しているように見受けられます。小規模な自治体ほど人も専門性も足りず、外部化の判断が働

きやすく、たとえ公募しても競争が成立しにくく、結果として携わるのが同じ人物・同じ顔ぶれになりやすいのだろうと感じます。ただそこで懸念も生まれます。行政が、本来「制度」で統治すべきところを、「人間関係」だけで回していないでしようか？制度設計そのものが、特定の人物、事業者を前提にしていないでしようか？

そうした場合、本人たちは「信頼できる人物」、「信頼できる事業者」、「地域のため」と思っている、外から見ると、「私物化」、「身内化」と見えてしまいかねません。制度設計の甘さや隙に繋がりが、将来的なリスクともなり得ます。お互いの顔が見える小規模自治体ほど、チェック機能は意識的に強くすべきではないかと感じます。

一方で、百条委員会での村の対応には不安が残ります。百条委員会の調査権よりもあくまで「行政の裁量・判断が優先」、「事業者への配慮が優先」という姿勢であったことは、議会のチェック機能を否定することに等しいと懸念します。百条委員会においてすら透明性が確保されない自治体で外部連携事業がいつそう進むと、行政の権限、公金、公共施設を民間に渡しているのに監督しない、調査も出来ない、そんな状態が生まれませんか？

「外部連携拡大と行政の説明責

任」という視点から、望ましい制度設計のあり方について伺います。

①外部連携の拡大と検証可能性
外部連携・外部委託事業そのものを否定するものではありませんが、議会の審議や調査に必要な情報が「個人情報」や「事業者への配慮」を理由に拒絶される事が当たり前になれば、外部が関わる事務・事業については全て、行政や事業者の裁量・判断によって議会のチェックが及ばず、検証不可能になります。結果として外部連携がブラックボックス化するリスク、ガバナンスの空洞化を招くと懸念します。

そのような状態が、健全な行政運営と言えるでしょうか。外部連携事業について、議会が十分な検証を行えない状態でも、問題は無いというお考えででしょうか。

以前（12月）にも申し上げておりますが、職員では対応困難な業務に関しては専門的な知見を有する事業者への委託業務は成果と効果も考え、今後も必要と考えていることを改めて申し上げます。

議会のなかでの審議・調査と個人情報保護の取扱いのバランスが必要と思っております。

議員が指摘していると察する特別委員会に関しても、その権限は「自治体の事務」を調査するという法律の範囲内で行使されるもので、慎重かつ適切となるべきものです。

事業者の個別情報までも対象範囲となる権限を越権した審査・調査は決してあってならないこととすし、行政運営は法令規範を遵守し、適切に対処しています。また、これまでも議会のご意見に、誠実かつ真摯に対応してまいりました。

一方で「個人情報」に関して「利用目的の範囲内での適正な取扱い」「必要最小限の収集及び利用」「本人の権利利益の保護」を踏まえ、「個人情報保護に関する法律」に基づき適切かつ慎重に対処しています。村としては法律等に基づき対処し、判断しかねる法的な見解は法律事務所の助言を受け、適切な判断をして取り進めます。

「検証」は法治のもと行政運営し関係者の権利を害することなく、議会は法律に定められている権限に沿い、村政のチェックが果たされることで二元代表の役割分担が図られ、より良い村政運営が担保されると考えているところです。

②検証可能性を担保する制度設計

議会が中身を検証できない事業に税金を投入することが、村民への誠実な態度だとは思えません。検証のための制度的担保は、現行で十分だとお考えででしょうか？

例えば、開示を原則とした上での情報公開基準の明確化、議会から調査依頼があった場合に事業者が協力する義務を契約書や公募要項に明文化するなど、

「隠さない事」を条件にする制度設計、仕組みづくりは可能ではありません。運用をその時々執行者の「適切な判断」に任せてしまつては、たとえ今は何事もなくとも、将来に不安を残すと考えます。

「検証可能性の担保」は、公金支出の透明性を図る上で重要な視点であると思えます。しかし、民間企業との委託契約において、例として詳細な利益構造まで含む「精算書」的な成果品を求めることについては、慎重な判断が必要です。

第一に、民間経営への過度な介入リスクです。議員が求めることを仮に条件にして過度な情報開示を義務付ければ、自由経済の原則に反し、本来必要のない企業情報等の公開などリスクを嫌う優良企業の参入意欲を削ぎ、競争が働かず委託料が高騰し、公共サービスの質の低下を招いた場合、村民にとつても不利益となります。

一方で、公金支出に対する説明責任も当然あります。私の考えは、企業が蓄積したノウハウや資源・知的財産の提供を受け、支払った対価に見合う「成果」が上がったかを評価すべきと考え具体的には、契約段階で達成すべき指標（KPI）を明確化し、事業終了後には「いくら使ったか」というコスト面だけでなく、「どのような便益を村民にもたらしたか」という成果報告なども取り入れることで、検証の担保を確保する手段の一つと考えます。

現代の官民連携は、お互いに対等な立場で補完しあいより良いサービスを提供するというフェーズにありますので制度設計の段階で過度な義務づけをしないことが住民サービスの向上につながるかと考えております。

※一般質問と討論の内容は、質問者・答弁者が自ら要約して掲載しております。
また、一般質問通告書とその答弁は、村のホームページに掲載しておりますので詳しくはそちらをご覧ください。



「村の燈レストラン」新オープン

～道の駅あかいがわ休館（キッチンメープル休業）に伴う移転臨時開店のご案内～

平素より、有限会社恒志堂が運営する指定管理施設「村の燈」をご利用いただき誠にありがとうございます。この度、道の駅あかいがわ休館に伴い、新たに「村の燈レストラン」を臨時開店する運びとなりました。運営スタッフはキッチンメープルでお馴染みのメンバーです。引き続き皆様にご心温まるお食事を提供し、再び、道の駅あかいがわへ戻れるようにスタッフ一同頑張っております。

地元の食材を活かした、新ご当地名物「赤井川バーガー」をはじめ、キッチンメープルでも大人気のメニューや、赤井川の魅力を感じられる季節のメニューを取り揃えてまいりますので、ぜひ、村民皆様のご来店と応援を心よりお待ちしております。

■営業時間

10:00～17:00

■定休日

不定休

■住所

北海道余市郡赤井川村字常盤443-1

■お問い合わせ

メールアドレス akvillagehokkaido@gmail.com



地域おこし協力隊活動報告日誌 No.36 地域おこし協力隊 川口 達也

「赤井川村の寄付額を伸ばすために戦略会議をしたい」（全村民対象）
皆さんこんにちは、私は昨年8月に赤井川村に来て、初めて「ふるさと納税」という分野に触れ、頭がパンクした川口です。

普通に生活していると「ふるさと納税」というものに向き合う時間はほとんどないですよ。

ただ、今ではこの制度は、節税効果と共に、地域の魅力、延いては日本の魅力を再確認でき、経済循環も促せるとも合理的で多方面にポジティブな影響をもたらすことが可能な大変面白い制度だと感じています。

そんなふるさと納税制度を使用しているか、たまたま少し前に東大院卒の方とお話する機会があったので、興味本位で聞いてみたところ「やっていない、やり方がわからない」という返答を貰いました。果たしてこれは真実でしょうか。私は「わからない」のではなく、「知らない」、もっと言うと「知る機会がない」のが真相だと思います。

つまり、一つの仮説として「ふるさと納税制度を知る機会」を提供できれば、赤井川村の寄付額を伸ばせる“可能性”がある。そう感じます。

このように、あらゆる可能性を模索する時間が今は必要だと思います。

冒頭にあるように、私はまだ赤井川村に来て1年足らずでこの村のことを熟知してはいません。書類やweb上ではいろいろ調べましたが、あくまで机上論。例え信憑性が薄くとも、実際に赤井川村で生活を積み重ね、歴史を共にしてきた方々の肉声の方が、私は温度があり”可能性”を秘めていると思っています。

「昔の赤井川村はここが良かった」、「こんな事をして盛り上がっていた」、「今の赤井川はここがダメだ!」などなど、屈託の無い素直な村民の気持ち、お声をぜひ聞かせてもらえたらと思います。

もちろん、「ふるさと納税でこんな事をやってみてはどうか?」という提案でも構いません。できること、できないことは当然ありますが、皆様からいただいたお声は全て読ませていただき、今後の活動に活かします。
※お声は下記のQRコード(左)もしくは、赤井川村役場産業課地域おこし協力隊「川口」までお願いします。口頭でも、紙に書いたものでも、おすすめの赤井川村の事を知ることができる雑誌を持ってくるなど、どんな形でも嬉しいです!

今はふるさと納税に直接的な関わりがなくとも、村の歴史を知り、理解することで、その中にある「村民にとっては当たり前化しているが、よそ者視点で見ると興味を引く魅力」を見つけることができ、それが後に「赤井川村のふるさと納税の寄付額増加」に影響してくると思います。

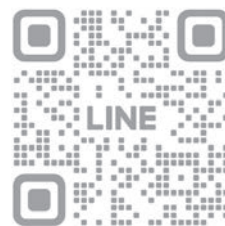
ゆくゆくは、こう言った話ができる場を作ればとも思っていますので、ご興味を持たれた方はぜひ下記のQRコード(右)の村の公式LINEも追加してもらえれば幸いです。

最後まで読んでいただきありがとうございました!

①「村民の声」(匿名)



②「村の公式LINE」



トピックス

悠楽学園大学修業式

2026.3.25 健康支援センター

3月25日(水)に赤井川村悠楽学園大学の修業式が行われました。悠楽学園大学は村内の65歳以上を対象に健康づくりや生涯学習を通じて、いきいきとした生活や参加者同士の交流を深めることを目的に開催している取り組みです。

式典では修業生代表者へ修学証書が授与されるとともに、1年間の学びを振り返りました。また馬場村長(学校長)より式辞が述べられたほか、岩井議長、幸田駐在所長よりご祝辞をいただき、悠楽会の阿部会長から謝辞が述べられました。

修業生から1年を通した取り組みの中で特に印象に残ったのが後志トンネル工事見学会、みんなで作ったカレーを保育所のこどもたちと食べたカレーづくり交流会という声があがっていました。

<1年間のあゆみ>

- ・5月 開校式
- ・6月 日本茶講和・試飲体験会
- ・7月 金融犯罪防犯対策教室
- ・8月 リアル野球盤大会
- ・9月 後志トンネル工事見学会
- ・10月 宿泊研修
- ・11月 保健推進委員レクリエーション
- ・12月 そば打ち体験会
- ・1月 多世代交流会(保育園児発表)
- ・2月 カレーづくり交流会
- ・3月 修業式



赤井川へき地保育所修了式

2026.3.27 赤井川へき地保育所

今年は、ぞう組4名のこども達が修了式を迎えます。

3月には、席替えをしたりお楽しみ会でやりたいことを考えたり…保育所のこども全員での思い出づくりを、ぞう組さんの意見を取り入れて過ごしました。

保育所を旅立つ気持ちをみんなでそろえて迎えた当日。

修了児は、緊張しながらも修了証書をうけとり、在所児とプレゼント交換をしたり、歌を贈ったり、保育所職員お手製思い出のムービーをみんなで観たりと、修了児の個性と笑顔があふれる時間となりました。

修了児ひとりひとりが、在所児のお手本や、あこがれの存在になっていき、いつの日からか、ぞう組さんの周りにはいつもお友達でいっぱいだった1年。

小学校へ行っても4名のみなさんの活躍を保育所職員一同、応援しています！

転入教職員辞令交付式

2026.4.2 赤井川村役場

役場会議室において、4月から赤井川村の小中学校に新しく赴任される先生方への辞令交付式が行われました。辞令交付の後、赤井川村を代表して、根井教育長から挨拶がありました。その後、赤井川中学校の赤松教頭から歓迎のお言葉をいただきました。赴任される先生を代表して、赤井川中学校の小関校長から挨拶をいただき、式終了後には一人ひとり、自己紹介をしてもらいました。

今年度は赴任8名の先生が赴任しました。赤井川村の子供たちのために皆さんのお力をおかしくください。



赤井川小学校入学式

2026.4.7 赤井川小学校

4月7日(火)、赤井川小学校で入学式が執り行われました。

6名の新入生が笑顔で入場し、緊張よりもこれからの学校生活にワクワクしているように見えました。

式の中では、座っている姿勢も良く、呼ばれた時は大きな声で元気に返事をしていて、立派な姿を見せてくれました。

これから学習中心の生活に変わりますが、勉強以外にも行事など沢山の楽しいことが待っています。学校にいるお兄さんお姉さんの姿を見ながら成長し、楽しい学校生活を送ってください。

ご入学おめでとうございます。



赤井川中学校入学式

2026.4.7 赤井川中学校

4月7日(火)、赤井川中学校で入学式が執り行われました。

新しい制服に身を包まれた新入生の入場では、表情や歩き方から緊張しているように見えました。

新入生代表挨拶で東夏音さんは「勉強、部活動、友達や先輩との関係の三つを頑張りたい」と中学校生活の抱負を語ってくれました。

小学校の頃と比べると学校の生活環境が大きく変わりますが、3年間という限られた時間を楽しく充実した時間にできるよう、精一杯頑張ってください!

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。



健康支援センターだより

健康支援センターのホールにフードモデルを展示します。期間：5月19日(火)～5月29日(金)
村の健康課題である“塩分摂取量が多い(1日7g以上が約7割)”の改善に向けて、食品に含まれる塩分が一目でわかるもの展示や、バランスのよい食事のとり方がわかる四群法をご紹介します。ぜひ、ご覧ください。

健診結果説明会

4月の住民健診・がん検診の結果を保健師からお伝えします。対象の方には、健診結果が届き次第、個別に案内を送付いたしますので、ご確認ください。お問い合わせは、健康支援センター保健師までお願いします。

■期間

5月25日(月)～5月29日(金)

■場所

健康支援センター

■お問い合わせ

保健福祉課保健福祉係

Tel 3512050

高血圧の日

5月17日は高血圧の日です。高血圧(家庭血圧135/85mmHg以上)は、サイレントキラーと呼ばれ、自覚症状がないことが多いです。高血圧かどうかを知るためには、家庭での血圧測定が有効です。

【血圧の測り方のポイント】

- ・起床後(トイレを済ませ、朝食前、薬を飲む前)、就寝前に
- ・椅子に座り、1～2分安静にしてから
- ・できれば2回測定し、記

録する。

赤井川村の健診結果では、正常血圧(120/80mmHg未満)を超える方が約半数と多いです。正常血圧に保つことによって、脳梗塞や心筋梗塞のリスクを低くすることができず、普段の血圧がどれくらいなのか測ってみてください。自宅に血圧計がない方は、健康支援センターに設置してありますので、お越しになった際にはご利用ください。血圧手帳をご希望の方は、保健師までお知らせください。

赤井川村地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

赤井川村で暮らす「高齢者の方の皆さんの総合相談窓口」として、地域包括支援センターをご利用ください。

高齢者ご本人様、ご家族様、地域の皆様、どなたからの相談も受け付けます。まずは、地域包括支援センター(48-5205)へご相談ください。※来所、お電話、訪問どれでも対応いたします。※平日に限りです。

「出張リカバリしりべし」開催のお知らせ

余市町にある地域活動支援センターリカバリしりべしは、障がいや病気、ひきこもり、不登校などの生きづらさを抱えている方を対象に、創作活動や余暇活動、仲間づくりや地域交流など、お一人おひとりに合わせた活動を行うことにより、それぞれの自立と回復のための第一歩を応援しています。

5月に当事業所のメンバーさんとスタッフが、赤井川村に伺い、この地域で生活している当事者の方としゃべりしたり、好きな活動をいっしょにしたりする「出張交流会」(共生型地域交流サロン)を開催します。この「出張リカバリしりべし」は、当事者同士の新たな仲間づくりや居場所づくりだけでなく、障がいや病気の有無にかかわらず、同じ地域で暮らす村民同士が気軽に集い、交流を通じて、相互理解を深めるための場になることを意図して開催します。

気持ち共有できる人としゃべりたい方、居場所の色んな人たちと交流したい方、リカバリしりべし

しがどんな活動をしているかを知りたい方など、この機会に少しのぞいてみませんか?みなさまのご参加お待ちしております。

■日時

5月14日(木)

13時15分～15時15分

※出入り自由です。

■場所

赤井川村健康支援センター悠楽室

■参加費

無料

■参加対象

障がいや病気、ひきこもり、不登校など生きづらさを抱えている方とその家族、または、村民同士で気軽に集まり交流したい地域住民の方

■内容

自己紹介・リカバリしりべしの紹介、おしゃべりなど

※申し込み不要です。当日会場にお越し下さい。

■お問い合わせ

○保健福祉課保健福祉係
Tel 3512050

○NPO法人しりべし圏域

総合支援センター地域活動支援センターリカバリしりべし

余市町黒川町10丁目1番

地26

Tel 2317360

世界禁煙デー 禁煙週間のお知らせ

5月31日は「世界禁煙デー」、5月31日から6月6日は「禁煙週間」です。たばこの煙は、吸う人だけでなく、子どもを含む周囲の人の健康にも影響があります。特に伸び盛りのこどもは、受動喫煙の影響を受けやすいとされています。

子どもの健康を守るため、喫煙が可能な飲食店の利用は避け、禁煙の店舗を選ぶことが重要です。この機会にたばこ健康について改めて見つめ直し、こどもを受動喫煙から守る行動を考え、お問い合せください。

北海道俱知安保健所企画
総務課企画係
TEL 0136-23-1952



5月31日 世界禁煙デー
5月31日～6月6日 禁煙週間



～受動喫煙、ご存じですか？～

他の人のたばこの煙を吸わされていることをいいます。周囲の人が吸う煙によって、知らず知らずのうちに健康被害を受けることがあります。

～受動喫煙防止対策～

2020年4月から、学校や病院などの公共施設は「敷地内禁煙」となり、多くの人が利用する施設（飲食店・宿泊施設等）では「原則屋内禁煙」となりました。

また、20歳未満の人は喫煙エリアへの立入が一切禁止になりました。



～「望まない受動喫煙」をなくすために～

あなたと大切な人の健康（未来）を守るため、禁煙を心がけ、受動喫煙のない環境を共に作りましょう！

家庭で不用になったパソコンを無料回収します

村では、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンサイクル（株）と協定を締結し、家庭で不用となったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。利用方法は左記のとおりです。

①リネットジャパンサイクル（株）のHPまたはFAX専用申込書で申し込みます。

②パソコン内のデータはご自身で消去してください。

③パソコン本体を含むダンボール1箱分の回収料金が無料です。（モニターやプリンターなどの周辺機器、その他の小型家電も一緒に梱包可能です。）

詳しくは、リネットジャパンリサイクル（株）のHPまたはお客様センターにお問い合わせください。

■お問い合わせ

リネットジャパンリサイクル（株）HP
<https://www.renet.jp>
リネットジャパンリサイクル（株）お客様センター
TEL 0570-0855-800

スポーツ ニュース

各種大会の結果

ジュニアオリンピックカップ
2026全日本ジュニア
スキー選手権大会

とき 3月6日～9日
ところ なよろ健康の森コース

成績
【中学2年女子クラシカル】
▽24位 小林 ゆめ
【中学2年女子フリー】
▽19位 小林 ゆめ

第38回音威子府ジュニア
ロスカントリースキー大会

とき 3月22日
ところ チセネシリクロス
カントリーコース

成績
【幼児男子】
▽1位 山口 虹龍
▽2位 柳澤 茉依
【小学1年男子】
▽1位 井村 保登
【小学3年男子】
▽3位 能登 奏太
【小学3年女子】
▽1位 石橋いさな
▽2位 柳澤 芽依

【小学6年女子】
▽1位 佐々木 心
▽3位 能登たまき
【小学6年男子】
▽8位 山口 溪心
▽10位 石橋 開道
【中学女子】
▽7位 小林 ゆめ



無料法律相談所の開設

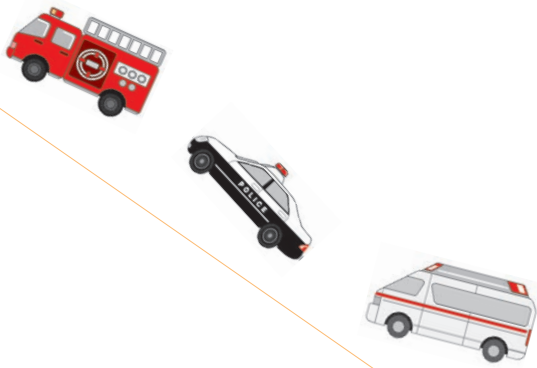
■日時

5月20日（水） 13時～16時

■場所

余市町中央公民館（余市町大町4丁目143番地）
TEL 23-5001

※ご利用される方は、事前に必ず余市町役場へご連絡いたします。
(TEL 21-2111)



の ら む 簿 件 事

住宅用火災警報器設置

住宅用火災警報器について皆さんはご存じでしょうか？

住宅用火災警報器は、消防法により全ての住宅に設置しなければならないとされており、火災による煙や熱を感知して音声やブザー音で火災の発生を警報するものです。それでは、実際に住宅用火災警報器についての疑義について以下をご参照下さい。

Qどこに取り付ければいいのですか？

A寝室と、寝室がある階の階段上部に設置しましょう。

Q設置されているけど作動確認は必要なのですか？

A「いざ」という時にきちんと作動するように、日頃から作動確認（年2回程度）とお手入れをしておきましょう。警報器には2種類のタイプがありボタンを押すタイプとひもを引くタイプがあります。正常に作動すれば↓ピピー正常です（一例）警報器が鳴らない場合は、電池が切れているか故障している可能性があります。

Qどんな時に取り替えたらよいのですか？

A住宅用火災警報器にも寿命があるので10年を目安に交換を検討するか日常作動確認により正常に作動しなければ交換をしましょう。

※何かご不明な点がある方は、左記まで問い合わせ下さい。

■お問い合わせ
赤井川消防署予防係
TEL 0135-13416033

余市警察署だより
春に限らず5月もヒグマに要注意



あなたが被害者にならない一番の方法はヒグマに遭わないことです。ヒグマによる人身被害は、特に「春」と「秋」に多く発生しています。

平成元年からのヒグマによる人身被害に関して月別で見ると、10月に次いで、4月、5月に被害が多く発生しています。

要因として、春は「山菜採り」で秋は「キノコ採り」など、人間が山野に入る機会が多い季節であることに加え、ヒグマも冬眠明けや冬眠を控えて、ともに餌を

求めて活発に活動するためと考えられています。

事前にヒグマの出没情報を確認するなど、正しい知識を持ち、ヒグマによる人身被害を防止しましょう。

山菜採り遭難の防止 目先の収穫より安全第一

道内では雪解け後、山菜採り遭難が多発することから、次の点に注意しましょう。

- ・行き先を家族に伝える
- ・慣れた山でも油断しない
- ・単独での入山を避ける
- ・目立つ色の服装を着用する
- ・携帯電話やホイッスルを携帯する

自転車は免許がなくてもドライバー

北海道において、令和6年中に発生した自転車乗車中の人身交通事故のうち約6割の事故は、自転車側にも法令違反がありました。

自転車は幅広い世代で利用される手軽な乗り物ですが、道路交通法では「車両」に分類されます。悲惨な交通事故を1件でも発生させないために、自

転車に乗車する皆さんはドライバーとして、信号や一時停止、歩行者優先など、交通ルールをしっかり守り、交通事故防止に努めましょう。



◆◇赤井川村SOSネットワーク◆◇

高齢者がいなくなったことに気づいたらすぐに余市警察署へご連絡ください。

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

運転免許更新時講習

●優良運転者講習(30分)

5月8日(金) 15時30分
5月21日(木) 14時30分

■一般運転者講習(1時間)

5月21日(木) 13時

■違反講習・初回講習(2時間)

5月8日(金) 13時

※会場は全て余市町中央公民館です。

※余市警察署で免許更新を行う場合、新免許証は約40日後に警察署での交付となり

①更新手続き(視力検査、書類作成、手数料の納付)

②更新時講習受講

③新免許証の交付

の順番で手続きを行います。

※免許証の有効期限内に更新手続きと講習の受講が

終了していない場合、免許は失効します。

※講習会場設備準備など受講人数の把握のため受講希望日を確認しています。

※受講にあたっては、係員の指示に従ってください。

※更新手続きにあたっては、お手元に届いた運転免許証更新連絡書の内容を確認し、ご不明な点は左記までお問い合わせください。

■お問い合わせ

余市警察署交通課

Tel 013512210110

各種自衛官等募集

陸・海・空自衛隊には、車両・船、飛行機を扱う職種が100種類以上あります。

試験内容・イベント案内及び各種個別説明など詳しくは、小樽地域事務所までご連絡ください。

■試験期日

・1次
6月13日(土)(飛行(海)のみ14日(日)も実施)

・2次
7月25日(土)～31日(金)

・3次
9月3日(木)～7日(月)

(飛行(海)のみ)
●応募資格
22歳以上26歳未満

■受付期間

4月22日(水)～6月5日(金)

■試験内容

筆記試験、適正検査、口述試験、身体検査等

■幹部候補生

※同一試験で幹部候補生と重複受験可

■応募資格

20歳以上33歳未満

■試験期日

・1次
6月13日(土)

・2次
7月25日(土)～31日(金)

二 一般曹候補生・二等陸・海・空士 応募資格

18歳から33歳未満

■受付期間

お問い合わせください

■試験内容

筆記試験、適正検査、口述試験、身体検査等

■お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

(9時～17時30分)

小樽市稲穂2-22-4

樽石ビル2F

Tel 013412215521

※土日祝日を希望される方は

※事前にご連絡ください。



避難のタイミングはレベルで判断!

令和8年5月28日(予定)

から新たな防災気象情報の運用を開始します。

自治体が発令する避難情報や気象庁から発表される防災気象情報は、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の「警戒レベル」を付記して発表されます。

特に「レベル3」は、高齢者など避難に時間がかかる人は避難を、「レベル4」は全員が避難するタイミングであることを意識しましょう。また、「レベル5」はすでに命の危険が迫っている状態です。

警戒レベル3や警戒レベル4に相当する防災気象情報が発表された際には、キキクル(気象庁HP)などで情報を確認し、早めの行動を心掛けましょう。

※キキクル(気象庁HP)

※川の防災情報(国土交通省)

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)

※川

国民年金基金のお知らせ

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税制優遇を受けながら掛金を積立て、老後により充実した年金を受取ることができ

る公的な年金です。

●その特徴は

○掛金が全額「社会保険料控除」で、受け取る年金も「公的年金等控除」の対象です。

○受け取る年金は、終身が基本で一生変動しません。

○万が一の時はご遺族に一時金が支払われます。(遺族保証のないB型も選べます)

○掛金は、加入時の年齢で一定で変動しません。

●加入できる方は

○国民年金の第1号被保険者(基金加入時に、保険料免除・納付猶予の方を除きます)

○国民年金の任意加入者(60歳～65歳未満の方や会在在の方)です。

■お問い合わせ

国民年金基金北海道支部

Tel 012016514192

お知らせ 伝言板

犬の登録・狂犬病予防注射の日程

犬の登録及び狂犬病予防注射は、法律により義務付けられています。左記のとおり巡回しますので、お近くの実施場所まで飼い犬と一緒にお越しください。

◇実施日 令和8年5月29日（金）

実施時間	実施場所
10時00分～10時20分	日ノ出集会所前
10時35分～10時45分	二池田集会所前
11時05分～11時10分	旭丘集会所前
11時25分～12時15分	赤井川村役場裏公用車庫
13時30分～13時40分	山中純孝宅前
14時05分～14時15分	都住民センター駐車場
14時20分～14時30分	曲川集会所前

※既に登録されている飼い主の方には、個別に案内を発送致します。

※予防注射料金は、1頭につき3,240円です。新規に登録をされる方は、1頭につき、3,000円の登録手数料がかかりますので、あわせてご用意願います。料金については、つり銭のいらない様ご協力願います。

※当日実施できず、かかりつけの動物病院等で予防接種を受けた場合は、病院から発行された証明書を役場住民課衛生係に提出し、注射済票の交付を受けてください。注射済票の交付には550円の手数料がかかりますので、ご用意願います。

※登録及び注射を受けた犬であっても放し飼いをした場合は野犬とみなされ、処分の対象となります。絶対に放し飼いをしないようご協力をお願い致します。

※ご不明な点がありましたら、役場住民課衛生係（TEL 48-6278）までご連絡ください。

飼い主の皆様へお願い

最近、飼い主のマナーについて、何件かご連絡が寄せられていますので、以下の3点について、再度ご確認をお願い致します。

●犬の散歩をするときは必ずリードをつけましょう！

●フンの後始末は飼い主の義務です。必ず飼い主が後始末を行いましょ！

●犬の放し飼いは絶対にやめましょう！

年金だより

国民年金保険料が変更になります

月額17,510円

（令和8年3月）

月額17,920円

（令和8年4月）

保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方に限って、本人とその配偶者の所得状況によって、保険料の納付が10年間猶予されます。

平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

◇猶予された保険料は、10年以内であれば遡って納められるようになります。（「追納」といいます。）

また、未納とは違い、障害基礎年金受給の際の保険料納付条件にも備えることができます。

※なお、追納されれば、老齢基礎年金額に反映されません。

教職員人事異動（4月1日付け）

4月1日付けで赤井川村内の小中学校に赴任された、8名の教職員の方々の辞令交付式が役場で行われました。
子供たちのため、これから皆さんの活躍を期待しています。今回赴任された8名の方々を紹介します。

◇赤井川小学校

西岡 健幸 校長
(赤井川村立都小学校)



新川 志帆 教頭
(赤井川村立都小学校)



塩崎 知佳 教諭
(赤井川村立都小学校)



藤村 晴美 教諭
(赤井川村立都小学校)



姉帯 隆文 教諭
(赤井川村立都小学校)



山本 博之 教諭
(小樽市立桜小学校)



加賀 一朗 事務職員
(赤井川村立都小学校)



◇赤井川中学校

小関 展彰 校長
(北広島市立西の里中学校)



※（ ）は前任地

村職員人事異動（4月1日付け）

【総務課】

▽総務課主幹（財務担当）

天野 勝吾
▽総務課主幹（総務・企画担当）

末次 司

▽総務係

大野 亮太

▽財務係

村田 洋太

【住民課】

▽税務係長

今井 香那

【保健福祉課】

▽保健福祉課主幹（保健福祉担当）

瀬戸 千尋

▽保健福祉係長

上妻 美加

▽保健福祉係

三浦 麻央

▽介護医療係長

須藤 雅俊

【産業課】

▽産業課長（農政・土地改良担当）

神 信弘

▽産業課長（産業担当）

横井 慎之

▽産業係長

田中 雄大

▽産業係

小澤 友里

【議事事務局】

▽事務局長

瀬戸 雅哉

農業委員会だより

農業委員会総会第33回

開催月日 / 3月27日

- ◆ 貸借契約等の解除について
- ◆ 農用地利用集積等促進計画の決定について
- ◆ 新規就農者認定登録の承認に係る諮問について
- ◆ 農地台帳の定期的な点検等の実施について

お知らせ

農地（田・畑など）について、下記のいずれかに該当する場合は、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

- ◆ 農地を転用するとき
 - 農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することをいいます。農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用した場合や、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、場合によっては原状回復を含めた是正指導が行われます。また、農地以外で

あつても農業振興地域に該当する土地であれば別途届出が必要になりますので、産業課農政係までお問い合わせ下さい。なお、農地の利用や保全に必要な施設（農道・農業用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

◆ 農地を売買、贈与するとき
農地を農地のままで売買等する場合は、農業委員会等の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するもののため、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

◆ 相続で農地を取得したとき
相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

◆ 農地情報の提供のお願い
皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、新しく農業を始めた方、農業経営の規模拡大を考えている方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員

会事務局までご相談ください。また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

◆ 受付件数売却希望 7件
買受希望 2件
（令和8年4月14日）

自動車税の納期限は6月1日（月）です

○自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（又は使用者）が納める道税です。

○今年（令和8年）は5月7日（木）に納税通知書を発行します。納期限までに納税をお願いします。

○自動車税の納税には、コンビニや金融機関などの窓口のほか、スマホやパソコンから「いつでもどこでも」キャッシュレスで納税できる『地方税お支払いサイト』が便利です。

○納税通知書が届かない場合や、納税についてのお問い合わせは左記までご連絡ください。

■お問い合わせ
後志総合振興局税務課
TEL 0136-123-1331

モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
3.17	0.021	晴れ
3.20	0.022	晴れ
3.24	0.023	晴れ
3.27	0.023	晴れ
3.31	0.026	くもり
4.3	0.029	晴れ
4.7	0.042	雨
4.10	0.034	晴れ
4.14	0.032	晴れ

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

- ◆ 測定方法
 - ◆ 測定機器 / モニタリングポスト（北海道設置）
 - ◆ 測定場所 / 北後志消防組合赤井川支署
 - ◆ 測定時間 / 2分間隔で常時測定
 - ◆ 公表
 - 広報 / 毎週火・金曜日の9時現在データ（前月14日までの結果）を掲載

5月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

- ◆ 気温 - 高50%・平30%・低20%
- ◆ 降水量 - 高40%・平30%・低30%

※H.P.で公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

◆ 測定単位 / μGy （マイクログレイ）

※H.P.で公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/

住民のまど

お誕生おめでとう(出生)

お名前 朔・日区会(二両親)

平山 央俐さん

3・11 2町内

(平山 人志さん・香波さん)

工忠 禪樹さん

4・6 1町内

(工忠 聖樹さん・小姫さん)

村長のうしぎ

(3月15日～4月14日)

(3月)

15日◇葬儀出席／札幌市

16日◇農林業活性化協議会

／字赤井川

17日◇余市税務署来庁／字

赤井川

◇小学生全国スキー大会入賞者来庁／字赤

井川

18日◇総合教育会議／字赤

井川

19日◇赤井川小学校卒業式

／字赤井川

◇都小学校卒業式／字

都

◇商工会長来庁／字赤

井川

23日◇後志共同消防指令セ

ンター開所式／小樽

市

25日◇悠楽学園大学／字赤

井川

◇総務開発常任委員会

／字赤井川

26日◇入札／字赤井川

◇北後志町村長会監査

／字赤井川

27日◇後志総合振興局副局

長外来庁／字赤井川

◇赤井川へき地保育所

修了式／字赤井川

◇転出教職員挨拶／字

赤井川

◇教育三者懇談会送別

会／字赤井川

29日◇葬儀出席／余市町

30日◇小樽開発建設部道路

事務所幹部来庁／字

赤井川

◇赤井川村議会協議会

／字赤井川

◇手話言語条例北後志

式典／余市町

◇北後志町村長会総会

／余市町

(4月)

1日◇連携企業懇談会／札

幌市／2日

◇地域おこし協力隊辞

令交付／字赤井川

2日◇転任教職員懇談／字

赤井川

3日◇入札／字赤井川

◇商工会長新年度挨拶

来庁／字赤井川

7日◇赤井川小学校入学式

／字赤井川

◇赤井川中学校入学式

／字赤井川

8日◇ドット社長来庁／字

赤井川

◇企業版ふるさと納税

感謝状贈呈／札幌市

9日◇新おたる農業協同組

合第28回通常総会／

仁木町

◇JRTT異動挨拶来

庁／字赤井川

◇大西人権擁護委員退

任式／字赤井川

◇後志総合振興局新任

職員挨拶来庁／字赤

10日◇総務開発常任委員会

／字赤井川

11日◇北星学園余市高等学

校入学式／余市町

14日◇北海道道路整備促進

協会総会／札幌市

◇北海道治水砂防海岸

事業促進同盟総会／

札幌市

◇北海道防災協会総会

／札幌市

むらの日誌(3月)

人口と世帯

2日◇選挙管理委員会

10日◇第1回赤井川村議会

定例会／12日

18日◇M365職員説明会

19日◇道の駅あかがわ農

産物直売所生産者協

議会

24日◇固定資産評価審査委

員会

25日◇総務開発常任委員会

◇社会教育委員協議会

26日◇スポーツ推進委員会

◇教育委員会議

27日◇農業委員会総会

今月の表紙

今月の表紙は、赤井川小学校入学式からの一枚。

ワクワクドキドキしながら迎えた入学式。みんな笑顔で入場しました。

これからは勉強も頑張りながら、お兄さんお姉さんたちと楽しく学校生活を過ごしてください!

入学おめでとう!!



	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	919	506	1,425	-40
男	468	312	780	-24
女	451	194	645	-16
世帯数	509	497	1,009	-38

※令和8年3月31日現在

赤井川村写真館～赤井川の四季～



赤井川中学校入学式

撮影：企画地域振興係 場所：赤井川中学校 撮影日：2026年4月7日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■みなさん、気が付けば1年の3分の1の月日が過ぎました。時の流れの速さについていけません…あっと言う間に12月になっている気がします。

さて、5月と言えば待ちに待ったゴールデンウィーク！！(待っていたのは僕だけかも)

何をしながら過ごそうかワクワクします！みなさんはどう過ごされましたか？？

仕事などで疲れた心や体をゴールデンウィークを使って癒し、また頑張りましょう！（古渡）

【発行情報】広報あかいがわ2026年5月号（No.732）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係
〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川174番地2
TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。

